

銚子市住人シニア優待証について

概要

銚子市、銚子警察署及び、銚子電気鉄道(株)の間で「運転免許証を自主返納した高齢者の支援に関する協定」を締結しました。

この協定は、運転免許証の自主返納を促進することにより高齢者の交通事故の減少を図るため、銚子市在住の自主返納者（65歳以上）の銚子電気鉄道線 普通運賃を半額にするものです。

適用について

1. 適用期間 平成25年4月1日より通年
 2. 発行期間 平成25年4月1日より通年
 3. 適用区間 銚子電気鉄道(株)全線（銚子～外川）
- 1日フリー乗車券（弧廻手形）等の企画乗車券、回数券等は割引となりません。
 - 本優待証を使用してご乗車の際は運転経歴証明証を携行して下さい。
4. 適用運賃 普通旅客乗車運賃の半額（小人運賃）

優待証発行取り扱い場所

銚子電気鉄道(株) 仲ノ町駅窓口（5:30～22:00までの営業時間内）

運転経歴証明証をお持ち下さい。発行手数料は無料です。

優待証のご利用にあたっての注意事項

- この割引証は65歳以上で自動車運転免許証を自主返納された方へ発行するものです。
- 記名された本人以外は使用できません。
- 銚子電気鉄道線の普通運賃が割引になります。小児運賃でご乗車になれます。



優待証のご利用にあたっての注意事項

- この割引証は65歳以上で自動車運転免許証を自主返納された方へ発行するものです。
- 記名された本人以外は使用できません。
- 銚子電気鉄道線の普通運賃が割引になります。小児運賃でご乗車になれます。
- 1日乗車券（弧廻手形）等の企画乗車券、回数券等は割引となりません。
- 本優待証を使用してご乗車の際は運転経歴証明証を携行して下さい。